

# 油濁基金だより

発行 財団法人漁場油濁被害救済基金

No. 24

東京都千代田区内神田2丁目2番1号

〒101 鎌倉河岸ビル6階

TEL. (代) 254-7033

58.11 発行



鹿児島県大和村漁協地先

## も く じ

I	中央審査会の動き	1
II	地方審査会の動き	5
III	評議員の移動について	6
IV	瀬戸内海環境保全対策連絡会の発足について	6
V	豊かな海づくり大会(漁場保全功績団体の紹介)	11
VI	(財)漁場油濁被害救済基金設立の経緯	24
VII	千枚地藏仏体流し	33

## I 中央審査会の動き

### ○ 昭和58年度第2回中央審査会

昭和58年6月24日本年度第2回中央審査会が開催され、長崎県対馬地区等4件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

#### 〔その1〕 昭和58年度第2回中央審査会上程分

県・地区名	発生日月	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁協
長野県 対馬地区	58.3.8 ～4.2	船舶	対馬西海岸全域 及び一部東海岸	佐須奈漁協外7組合
和歌山県 広川町地区	4.3	不明	広川町唐尾、西広地先海岸	唐尾漁協
沖縄県 与那城村地区	4.17	"	宮城島東海岸及び平安座舟溜	与那城村漁協
沖縄県 知念村地区	4.26	船舶	久高島沖合海上	知念村漁協
計				

#### 〔その2〕 昭和58年度第3回中央審査会上程分

県・地区名	発生日月	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁業
長崎県 対馬地区	58.3.8 ～4.2	船舶	対馬西海岸全域 及び一部東海岸	佐須奈漁協外3漁協
長崎県 厳原地区	4.23	"	厳原町豆酸地区西海岸	厳原町漁協
石川県 河北地区	6.22	不明	七塚町から羽昨市に至る地 先海岸一帯	南浦漁協外4漁協
計				
57年度累計				

#### 〔その3〕 昭和58年度第4回中央審査会上程分

県・地区名	発生日月	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁業
大分県 佐賀関地区	58.7.12	不明	別府湾佐賀関町沖	神崎漁協
鹿児島県 奄美大島地区	7.15	"	大和村地先海岸一帯	大和村漁協
静岡県 南伊豆町地区	7.18	"	南伊豆町小稲地先海岸	南伊豆町漁協
計				
58年度累計				

今回上程された案件は漁業被害関係1件と防除清掃関係3件で、審査検討された結果原案どおり別表(その1)のとおり認定された。漁業被害は沖縄県知念村地区のトビロープ曳網漁具の汚染被害であり、長崎県対馬地区については汚染の程度、範囲が大きいため防除清掃作業及び漁業被害額の算定調査に多くの日数を要することから今回は4月中までの防除費についてのみ審査することとし地方審査会の検討

主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
防 除 清 掃	調査中 円	18,755,566円	- 円	18,755,566円	
〃	-	231,280	-	231,280	
〃	-	14,800	-	14,800	
トビロープ曳網漁業の被害	1,082,000	-	1,082,000	-	
漁業被害 1件 防除清掃 3件	1,082,000	19,001,646	1,082,000	19,001,646	

主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
ひじき,うに,てんぐさ,いか釣漁具等の被害	69,029,088円	23,134,007円	68,827,614円	23,134,007円	重複労務費 △201,474円控除
防 除 清 掃	-	175,090	-	175,090	
〃	-	249,042	-	249,042	
漁業被害 1件 防除清掃 3件(1)	69,029,088	23,558,139	68,827,614	23,558,139	( )は漁業被害を伴なうもので内数である。
漁業被害 8件 防除清掃 35件(3)	165,691,473	118,297,596	165,332,544	118,290,896	

主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
防 除 清 掃	- 円	217,525円	- 円	217,525円	
〃	-	3,444,520	-	3,444,520	
〃	-	115,500	-	115,500	
防除清掃 3件	-	3,777,545	-	3,777,545	
漁業被害 1件 防除清掃 7件	1,082,000	4,447,757	1,082,000	4,447,757	

を経て上程された。

○昭和58年度第3回中央審査会

昭和58年8月1日本年度第3回中央審査会が開催され、長崎県対馬地区等3件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は漁業被害関係1件と防除清掃のみのもので2件であった。漁業被害については、対馬地区のひじき、うに、てんぐさ、いか釣漁具等の被害で、前回上程されなかった5月以降の防除費と併せて、再度地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。

会議では次のような点について質疑応酬があり、審査検討された結果別表(その2)のとおり認定された。

- (1) 漁協の常勤役職員が今回のように休日に防除清掃作業に出勤従事しているような場合労務費を支弁してよいのではないか。(従来から漁協の常勤役職員は支弁の対象にしていない。休日出勤や時間外労働などについては今後の検討課題としていきたい。)
- (2) 長崎県対馬地区について
  - ① 過去の生産実績は漁協共販実績か。(全て漁協共販の数字をとっている。)
  - ② ひじきを製品化しているところがあるが、その必要があったのか。(汚染の程度が軽く製品にした段階で商品として売れるかどうか判断しようとして乾燥製品化したものである。)
  - ③ 海藻類の単価が組合毎にバラツキがあるかなぜか。(品質の問題が大きく、また入札の時期にもよる。)

○昭和58年度第4回中央審査会

昭和58年9月20日本年度第4回中央審査会が開催され、大分県佐賀関地区等3件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は防除清掃のみのもので、次のような質疑応酬があり審査検討された結果原案どおり別表(その3)のとおり認定された。

- (1) 鹿児島県奄美大島地区について、写真で見たところオイルボールの漂着量

に対して出勤人員が多いように思われるが、漂着範囲が広がったことと、出勤人数は多勢となっているが作業時間が短くて済んでいる。

## Ⅱ 地方審査会の動き

前号でお知らせした長崎県対馬地区の被害については、ウニ、ヒジキの採取時期を待って被害調査を実施したため、7月になって第2回長崎県地方審査会が開催され、下表のとおりその検討結果が中央審査会に報告された。

### ○長崎県漁場油濁被害等認定審査会

開催月日	審査内容
昭和58年7月19日 (漁協会館)	昭和58年3月8日より連続して対馬沿岸にタール状の油が大量に漂着し、いか釣魚船、ウニ、ヒジキ、フノリ、テングサに被害を与えた。 今回はこれらの漁業被害額及び審議未了の5月1日以降の防除費用について検討された。 被害区分；漁船の払拭・漁具の廃棄による被害、海藻類の廃棄及び休漁被害、ウニ類の休漁及び製品の廃棄による被害、防除清掃

### Ⅲ 評議員の異動

昭和58年9月28日開催の昭和58年度第2回理事会において、中里久夫評議員の辞任に伴う後任の評議員として、橋本隆氏を委嘱することが承認された。

新	旧
橋 本 隆 全国漁業共済組合連合会 常 務 理 事	中 里 久 夫 前全国漁業共済組合連合会 副 会 長

### Ⅳ 瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会の発足について

漁場環境の保全施策の推進と油濁事故の発生防止対策の促進並びに関係県漁連の連傾による情報の収集提供等を図るため、瀬戸内海関係の1府11県（大阪、和歌山、兵庫、岡山、広島、山口、香川、愛媛、徳島、高知、福岡、大分）漁連を会員として、去る6月13日に民間団体のみによる瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会が発足した。

以下設立趣意書等を掲載する。

#### 瀬戸内海漁場環境保全対策 連絡会設立趣意書

近時、漁場油濁事故は減少の傾向にあるとはいえ、今なお心ない人々の行為により海洋が油で汚染され、漁業被害が発生していることは誠に遺憾であります。

かかる状況に対し関係府県漁連では、油濁による漁業被害の発生防止に関する種々の活動を進めてきましたが、何分にも漁連個々の対応のみでは限界があり、この際関係漁連が連携を強化し、その力を結集して油濁事故の発生防止対策を積極的に推進し、漁業被害の軽減をはかる必要を痛感するものであります。

そこで関係漁連が一体となった実践活動組織として瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会を設立して

1. 瀬戸内海の漁場環境保全のための基本施策の推進
2. 瀬戸内海の漁場環境保全に関する思想の普及並びに意識の高揚
3. 瀬戸内海の漁場環境保全に関する情報の収集及び提供
4. 国に対する建議及び要望

等の事業を積極的に実施し、瀬戸内海の実態に即した油濁防止対策を講じ、もって漁場の環境保全をはかる考えでありますので関係漁連の皆様の御賛同をお願いする次第であります。

昭和58年6月

瀬戸内海漁場環境保全連絡会

設 立 発 起 人

## 瀬戸内海漁場環境保全 対策連絡会規約

### 第1 名 称

本会は、瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会以下この規約において「本会」という。

### 第2 目 的

本会は、会員の相互協力によって、瀬戸内海の実態に即した油濁防止対策等漁場の環境保全を図ることを目的とする。

### 第3 事 業

本会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 瀬戸内海の漁場環境保全のための基本施策の推進

- (2) 瀬戸内海の漁場環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚
- (3) 瀬戸内海の漁場環境保全に関する情報の収集及び提供
- (4) 国に対する建議及び要望
- (5) その他本会の目的達成のための必要な事業

#### 第4 会 員

本会の会員は、瀬戸内海に関係のある12府県漁業協同組合連合会並びに特別会員（以下「会員」という。）をもって構成する。

特別会員とは、全国漁業協同組合連合会とする。

#### 第5 経 費

本会の経費は、会員が負担する分担金、その他をもってあてる。

#### 第6 役 員

本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

役員の出選は、会員の互選により、総会において選任する。

会長、副会長、監事は、役員の内選により決定する。

役員の内任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の内任期は、前任者の残任期間とする。

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

監事は、本会の業務を監査する。

#### 第7 幹 事

本会の会務を円滑に遂行するため幹事を置き、会長が委嘱する。

#### 第8 会 議

本会の会議は、総会並びに幹事会とする。

会議は、会長が召集する。

総会の議長は、その総会において選任する。

総会の議事は、出席者の過半数で決する。



第9 総 会

次に掲げる事項は、総会の議決を得るものとする。

- 1) 規 約 の 改 正
- 2) 予 算 及 び 決 算
- 3) その他重要事項

第10 事 務 局

本会の事務を処理するため、事務局を置く。

事務局は当分の間、社団法人 瀬戸内海環境保全協会事務局内におく。

第11 事 業 年 度

本会の事業は、4月1日から、翌年3月31日までとする。

第12 雑 則

前項に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

付 則 この規約は、昭和58年6月13日から施行する。

○昭和58年度事業計画

1. 油濁事故の広域連絡通報体制の確立
2. 油濁事故防止を啓発するパンフレットの作成配布
3. 油濁被害対策の現状と問題点の検討
4. 国等に対する要望陳情
5. その他本会の目的達成のための必要な事項

○役員及び幹事

瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会役員等名簿

(1) 役員(昭和58年6月13日開催の設立総会で決定)

会 長	香川県漁業協同組合連合会	長 町 鏡二郎専務
副会長	兵庫県漁業協同組合連合会	青 正 輔専務
監 事	山口県漁業協同組合連合会	木 村 博専務
"	大分県漁業協同組合連合会	前 田 三 郎専務

(2) 幹事（昭和58年7月13日開催の役員会で決定）

兵庫県漁業協同組合連合会	戸田 氏 懿	指導部長
岡山県漁業協同組合連合会	万城 守	総務部長
山口県漁業協同組合連合会	富 永 潤	指導部長
大分県漁業協同組合連合会	大久保 完 一	総務部長
香川県漁業協同組合連合会	岡田 紀 昭	指導部長代理
愛媛県漁業協同組合連合会	森田 和 男	営漁課長補佐

油濁防止対策の必要性をうったえる啓発パンフレット  
作成方針（昭和58年7月13日開催の役員会で決定）

1. 目 的

瀬戸内海の環境保全を考える時、油濁防止対策も重要な施策であり、瀬戸内海環境保全普及活動事業の一環として油濁防止対策の必要性をうったえる啓発パンフレットの作成をする。

2. 予 算

環境庁瀬戸内海環境保全普及活動事業費 30万円

3. 配 布 先

協会会員（特に漁業団体）及び関係団体 2,000部

4. 内 容

鉱油によってこうむる漁業被害の概要の紹介  
海洋における鉱油の変化・分解  
水産生物への影響  
油処理剤の影響  
流出防止対策

5. 瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会との関係

上記内容のチェック

予算の範囲内で印刷するが、瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会でさらに必要とする場合は、増刷り分は、それぞれの負担とする。

#### 6. 漁場油濁基金との関係

基金は、このパンフレットを購入し、瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会の会員に配布するものとし、少なくとも、瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会の設立総会にて、約束した金を負担するものとする。

#### 7. 今後の進め方

幹事会までに、事務局において原案を作成する。

作成した原案で、油濁基金に負担金を折衝する。

印刷発注する。

#### 8. その他

油濁対策等に関する資料を収集し、幹事会及び会員に資料提供する。

## V 豊かな海づくり大会

(漁場保全功績団体の紹介)

昭和58年7月17日(日)、第3回豊かな海づくり大会が皇太子殿下、同妃殿下の御臨席を賜り、和歌山県西牟婁郡串本町および串本町大島周辺で盛大に挙行された。

今大会では栽培漁業に功績のあった6団体と漁場保全に功績のあった2団体がそれぞれ表彰された。漁場保全功績団体として大会会長賞は該当なしであったが、農林水産大臣賞は愛知県一色町漁協婦人部連絡協議会、水産庁長官賞は和歌山県すさみ漁業協同組合婦人部が受章した。以下に漁場保全功績表彰団体の功績を紹介する。

## 愛知県一色町漁協婦人部連絡協議会

### 1. 推 せ ん 理 由

一色町漁協婦人部連絡協議会は、昭和48年発足以来、会員約1,200名が一致団結して、地元の産業である漁業の生活基盤としての漁場を守るために、まず矢作川をきれいにしようと、矢作川の水質パトロールに取り組み、河川水質浄化と漁協の公害防止活動に邁進してきた。

また、一方では「流域は一つの運命共同体」であることを合言葉として、上流山間部の過疎地域の児童を潮干狩りに招待する等、流域住民交流の人間関係の大切なコミュニケーションの役割を果たしてきた。

最近では矢作川の水質パトロールの他、合成洗剤追放の一環事業として、各家庭から出る食用廃油を集め、天然石けんの製造を行い、作った石けんを地域住民に配るなど幅広い合成洗剤追放運動を展開している。

また、地先漁場の海浜清掃等沿岸漁場の環境保全、環境美化の活動を積極的に推進している。

以上この10年間にわたる活動のあゆみは「恵のある豊かな美しい海づくり」に大いに貢献したものであり、当地域の漁業の振興発展に大いに寄与したものである。

### 2. 功 績 調 書

(1) 団 体 名 (いっしきちょうぎょきょうふじんぶれんらくきょうぎかい)  
一色町漁協婦人部連絡協議会

(2) 団体の概要

一色町の沿海4漁協(栄生漁協婦人部133名、味沢漁協婦人部127名、一色漁協婦人部220名、衣崎漁協婦人部460名)内水面養殖1漁協(西三河養殖漁協婦人部254名)の計5漁協婦人部により構成され会員数は1,194名である。

## 昭和58年度役員

職名	氏名	所属漁協
会長	新海 すゑ	味沢漁協
副会長	石川 房子	衣崎 "
会計	稲垣 咲子	一色 "
書記	太田 ミツエ	西三河養殖 "
監事	荒川 みね子	栄生 "

## 活動内容

- 矢作川上流環境改善パトロール（年8回）
- 海浜清掃
- 食用廃油利用による天然せっけん作り及びその普及
- 料理講習会
- 生活改善事業（健康管理，作業の省略化運動）
- リーダー研修会
- 活動実績発表大会

## (3) 功 績

本会発足当時，一色町の海へ流入している矢作川は上中流に工場及び宅地造成地域が多数あるため，河川の汚濁がひどく，汚濁物質及び流入土砂は当地のノリ，アサリ養殖に大きな影響を与えていた。そのため上流の工場等を巡回し，環境改善をPRする活動を続けることにより，河川の浄化及び漁場環境保全に関する啓蒙普及に努力してきた。

また，このことが契機となり，上流の明智町と姉妹町提携が結ばれ，川の上・下流一体となった地域住民ぐるみの漁場環境運動に発展した。

## 活動年表

年月日	経 過
48. 8. 11	矢作川上流地域の監視パトロール開始

年 月 日	経 過
48. 11. 24	明智町の製陶工場，婦人会代表，商工会員等の現状視察。自粛協力を約束する。
49. 7. 20	地先の海浜清掃を行なう。
7. 30	下流の市町は，上流の乱開発をさせないとの強硬方針を打を出した。
11. 25	沿岸のノリに陶土らしきものによる被害が出る。
12. 24	日清紡美合工場が，浄化具体策を打ち出し，パトロールの成果あがる。
50. 6.27, 28	西加茂郡から長野県へかけて，1泊2日のパトロールを行なう。
7. 22	豊田西広瀬小学校生徒が川清掃を続け，美化運動がこのころから徹底して来た。
7. 23	地先の海浜清掃を行なう。
8. 8	矢作川を汚す窯業原料工場として4社を愛知，岐阜県警は摘発した。また隠し排水路などが突き止められた。
9. 4	豊田市保見地区は，矢作川の支流，伊保川を地域ぐるみで大清掃
51. 6. 14	豊田西広瀬小学校の生徒69名を一色町へ招き，潮干狩りを楽しむ。
7. 26	地先の海浜清掃を行なう。
12. 21	明智町議会議員21名が矢作川を昔の姿にしようと本町を訪問した。
52. 4. 2	明智町と姉妹町提携を結ぶ。
6. 11	明智中学2年生115名が，一色町の産業観光などを勉強に来町した。
8. 6~24	地先の海浜清掃を行なう。
5. 24	長野県根羽村小学校4年生30名を招いて，潮干狩りを行なった。
53.6. 13,14	稲武町黒田ダムの工事現場へ1泊2日でパトロールを行なった。

年 月 日	経 過
53. 6. 20	矢作川上流パトロール，ガラス原料採取工事現場（豊田方面）
7. 1	一色町内パトロール（センベイ，牛，豚等の業者）
8. 8～18	地先の海浜清掃を行なう。
54. 5. 30	滋賀県知事，豊田市長一行等と公害問題について対話。
7. 25～28	地先の海浜清掃を行なう。
12. 3, 4	滋賀県へ矢作川水質保全協議会一行と天然せっけん運動視察
55. 4. 29	長野町平谷村婦人会 4 5 名が本町を視察
5. 29	長野県根羽村小学校生徒 3 0 名を招いて，潮干狩を行なった。
7. 24, 25	長野県平谷村の中学生が来町し，佐久島の中学生と合同研修会を行なった。
7. 25～28	地先の海浜清掃を行なう。
8. 6	天然石けん普及推進大会を開催し，合成洗剤からの切り換えを呼びかけた。
10. 17	一般家庭より回収した食用廃油より天然石けんを手作りした。
11. 5	草津市消費生活グループを招き，天然せっけん普及をテーマに研修会を行なった。
56. 3. 12	明智町婦人会を招き，矢作川浄化に関する懇談会を行なった。
4. 27	一色町と愛知県に天然石けん，手作り施設の設置を要望
6. 25	一色より天然石けん手作り施設設置事業補助金の交付決定の通知を受ける。
7. 20	天然石けん手作り施設完成
7. 27	天然石けん手作り試作会を開催
8. 6	矢作川上流パトロール（明智町方面）
8. 31	矢作川上流パトロール（藤岡，小原方面）
9. 4	食用廃油による天然石けん手作り（栄生，味沢漁協婦人部）
9. 11	愛知県より環境美化活動者として感謝状を受ける。
10. 12	食用廃油による天然石けん手作り（一色，衣崎，西三河養殖漁

年 月 日	経 過
	協婦人部)
57. 4. 26	地先の海浜清掃を行なう。
5. 24	長野県根羽村小学校 21 名を一色町へ招き，潮干狩りを楽しむ。
6. 15, 16	長野県根羽，平谷村へ 1 泊 2 日のパトロール実施
6. 29	食用廃油による天然石けんの手作り（各漁協婦人部）
7. 13	矢作川上流パトロール（岡崎，額田方面）
7. 23	地先の海浜清掃を行なう。
8. 4	一色町酪農組合婦人部に石けん手作りについて説明会を行なった。
8. 9	食用廃油による天然石けん手作り（栄生，味沢漁協婦人部）

### 3. 経 歴 書

- (1) 団 体 名 いっしきちょうぎょきょうふじんぶれんらくきょうぎかい  
一色町漁協婦人部連絡協議会
- (2) 設立年月日 昭和 48 年 8 月 8 日
- (3) 現 住 所（事務局）  
愛知県幡豆郡一色町大字一色字伊那跨 6 1 一色町役場
- (4) 表彰，受賞歴
- 昭和 56 年 9 月 11 日 愛知県知事 感謝状
- 昭和 57 年 9 月 9 日 中部地建豊橋工事事務所長 表彰状



## (参 考)

## 一色町漁業生産高(昭和56年)

漁 船 漁 業	8,720トン	2,445百万円
小型底びき	6,349	
刺 網	124	
採 貝	1,775	
そ の 他	472	
のり養殖	245百万枚	2,900百万円
うなぎ養殖	4,465トン	6,921百万円
	計	12,266百万円

## 和歌山県すさみ漁業協同組合漁協婦人部

## 1. 推 せ ん 理 由

すさみ漁協婦人部は、昭和40年4月、町内5漁協の合併に伴い、婦人部も合併設立されました。漁協事業と連携を図った濃密で巾広い婦人部活動は県下の先駆的役割を果たしています。

地域内の漁業は古くから曳縄釣、一本釣漁業を中心に発展してきましたが、近年主力の曳縄釣漁業の水揚不振と省エネ対策の一環として枯木灘礁を有効活用するため、地先漁場の整備開発にも重点的な取り組みを行い、イセエビ、貝藻類等の根付漁業の比重が高まりつつあります。

一方、枯木灘自然公園の中心地として、また磯釣りのメッカとして当地を訪れる海洋レジャー人口が増加の一途をたどり、海浜で投棄される廃棄物の増加に伴う漁場汚染から地先漁場を保全し漁村環境美化のため、漁協婦人部はその活動の中心事業として浜そうじ合成洗剤追放運動等を永年にわたり展開し、着実にその成果をあげてきました。

特に合成洗剤追放運動においては、町内全住民へ天然石けん普及を図り、「きれいな水と生命を守る会」を発足させ、全町民の石けん使用率は87%まで伸び県下1位の実績をあげています。

また、浜そうじにおいても、全部員はもちろん、婦人会、老人会、子供会等町内あげての浜そうじで、その回数、参加人員共に県下最優秀の婦人部であります。

更に、廃品回収、廃油回収の実践活動を行うほか、釣客、観光客のためにゴミ箱を設置する等、本婦人部の漁場環境保全に対する意識は高く、その活動は漁場保全、生産意欲の向上、漁業生産の発展に大きく貢献しております。地域住民との融和を図る中で婦人部のリーダーシップは地域の発展にも大きく寄与しており、県下婦人部の模範とするところであります。

## 2. 功 績 調 書

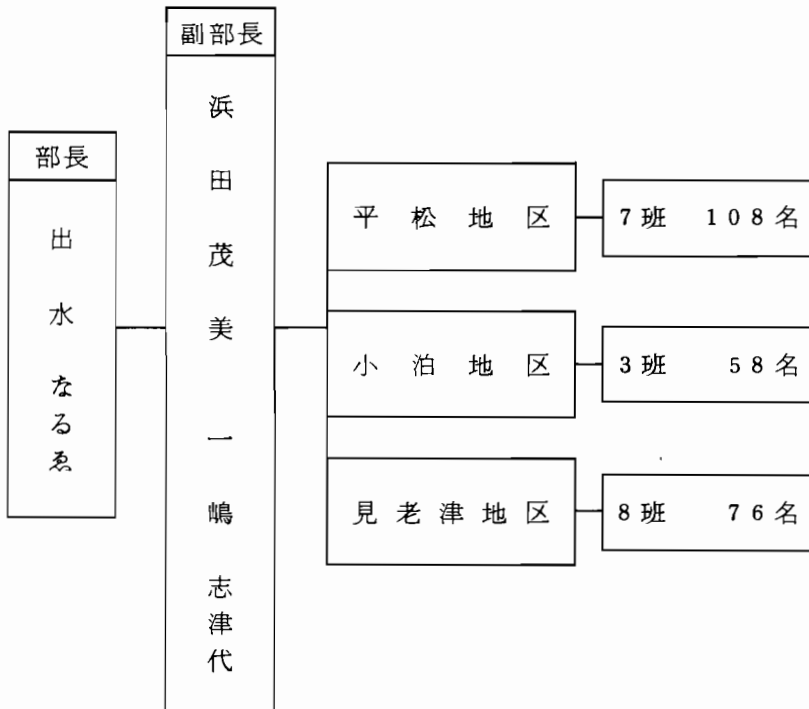
### (1) 団 体 名

すさみ漁業協同組合婦人部

### (2) 団体の概要及び活動内容

イ、婦 人 部 員 2 4 2 名

ロ、組織及び部員数



## ハ、事業概要

生活設計	家計簿記帳講習会	4月
	〃 集計検討会	2月
	共同購入	4月, 12月
	青色申告, 講習会	2月
健康管理	集団健康診断 一般	7月
	〃 乳ガン	9月
	〃 胃ガン	10月
	〃 子宮ガン	11月
	料理講習	5月
共同運動	貯蓄推進	3月, 10月
	浜そうじ	周年
	海難遺児募金	12月
	天然石けん普及強化月間	6月
組織活動	総会	4月
	役員会	毎月
	懇親会	12月
その他	きれいな水と生命を守る会	
	同和運動, 新県民運動	
	その他, 会合集会に参加	

## ニ、漁業状況

所属のすさみ漁業協同組合は正組合員375名, 準組合員48名で構成され, 主な漁業種類は曳縄釣でイセエビ刺網, 魚師飼付, 雑魚定置網等がある。

若手組合員は研究グループ(すさみクラブ40名)を結成する等進取の気性に富んでいる。3～5月はカツオ漁で市場に活気がみなぎり一年中で最も忙しい時期である。地元での漁が少なくなる9月～12月は例年長崎県の対馬, 静岡県の下田, 千葉県の銚子, そして三陸沖へと県外出漁する。

昭和57年度の水揚額は約930百万円であった。

### 3. 漁場保全に尽力した功績顕著と認められる事項

#### (1) 合成洗剤追放運動に関する事項

##### ア、動 機

合成洗剤の及ぼす人体、水産物への害を学習活動を通じ認識し、かねてより県外出漁を少なくしたいとの婦人部員の願望と合致し、沿岸漁場の見直しと水産資源の回復に着目して（同時に自然生物の生命の尊さを学び）活動にとり組む。

##### イ、活 動 経 過

- 合成洗剤の便利さに慣れた部員の説得にはスライド、水槽実験、対話、石けん粉の使い方等の学習会を地区別座談会で繰り返し実施した。50年から始め、51年には部員のほぼ全員に活動の必要性を認識させたが、これと並行して運動の全地域への広げ方として行政機関への働きかけと、農山村地区への取り組みが課題となった。
- 行政機関並びに一般消費者への働きかけは、町議会議員一人一人への協力依頼、町内住民への署名運動、町議会へ請願書の提出、講演会の開催、自治会への依頼を重ねる、また婦人の知識開発のために各種婦人団体の会合に積極的に参加し、スライド上映、小魚の水槽実験等を行い、海、川、自然、水の尊さを訴え続けた。
- 特に子供の成長を勘案し、学校給食センターへの働きかけ、そして病院の食堂からの追放を目ざし、52年に給食センターと病院では石けんを使用することになった。このころから住民の意識も徐々に水質問題に目を向けるようになる。
- 農山村地区への働きかけは、下水道と農業用水路の併用からくる農作物稲作への悪影響や農薬の使いすぎ等を併せて考える会を持ってもらう。（山間部への水槽実験用海水と小魚の運搬に苦労しました。）
- 微力であるが組合あげての継続した運動が住民の心を開かせ、町長、区長、町議会議員、各種婦人団体の代表者が発起人となり「きれいな水と生命を守る会」の結成にまで発展させることができました。
- 天然石けんの購入方法として住民の便宜を考慮し、商店販売するため商

店主と話し合いを持ったが、価格問題で難航した。しかし度重なる交渉で54年より小売店販売が可能となった。

#### ウ、効 果

57年実施の調査結果では運動の意義深さ認識97%、使用率87%まで伸び県下第1位である。

地区住民へいこいの場の回復と、海、漁業の重要性認識をうえる。又、自家消費であるが、食用海草「あんどくめ」の採取が可能になる。わずかであるが魚貝藻類の繁殖も活発化しており、根付漁業への依頼と希望が大きくなっている。

#### エ、重な活動記録

51. 7. 14 婦人部員対象、小泊作業所で小魚の水槽実験
52. 2. 16 町役場和室において講習会開催
52. 9. 11 地域住民に署名運動展開
52. 9. 13 町議会へ署名簿及び請願書の提出
53. 6. 23 組合役職員あがての学習会開催
54. 6. 30 きれいな水と生命を守る会結成打ち合せ会
54. 8. 3 きれいな水と生命を守る会結成大会
54. 11. 17 石けんアンケート調査約60%が石けんに切り替える
55. 7. 3 町内へ石けん普及街頭P・R活動
56. 6. 20 天然石けん普及、戸別訪問
57. 12. 10 石けん普及アンケート調査使用率87%

#### (2) 浜そうじに関する事項

婦人部結成の昭和32年以来浜そうじは婦人部事業として継続実施、作業は朝5時から7時30分頃まで部員総出で実施、1回の集収ゴミは2トン車で2～3台の分量になる。

当地は県下屈指の磯釣漁場をひかえ、釣客、観光客が多く放置されるゴミ量も年々増加される。特に近年の発泡スチロール及びナイロン製品の出廻りにより非腐敗物が漁業用具に付着し、作業時間の延長と労働意欲の減退に大きく影響する。毎年お盆には古くから伝わる燈籠や精霊流しの行事も年々派

手になり流される品々が浜辺や海底に残るため、地区住民と度々会合をもち、焼却するよう生活改善する、その他廃品回収、廃油回収等婦人部の漁場保全に対する実践活動は回数、人員とも県下第1位である。

(3) そ の 他

長期間県外出漁に出かけるため日頃の健康管理には充分配慮し、集団健康診断を毎年実施、32種類の検診を行う。そのデータを集計し、食生活の改善や、衣類、住居の改善をすすめる。

同期間は町内で著しく男性が減少するので、婦人消防団を結成し積極的に町内自警にあたる。

漁業経営では婦人で営漁簿記帳や青色申告を行う等経営に参加することによって漁業従事に専念できる環境づくりに努めている。

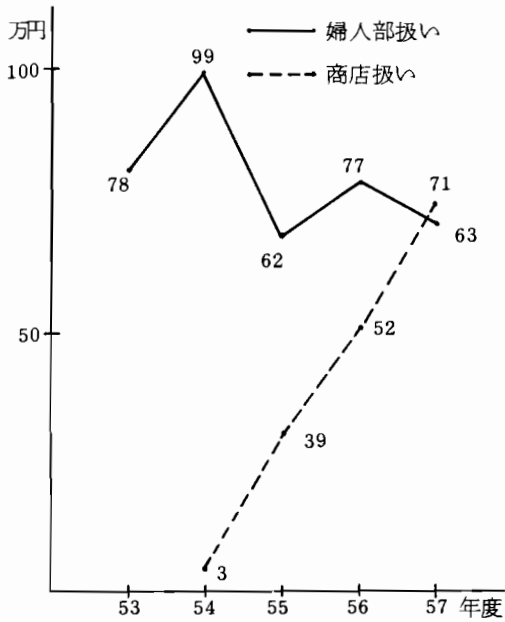
(4) 資 料

① 魚種別水揚推移

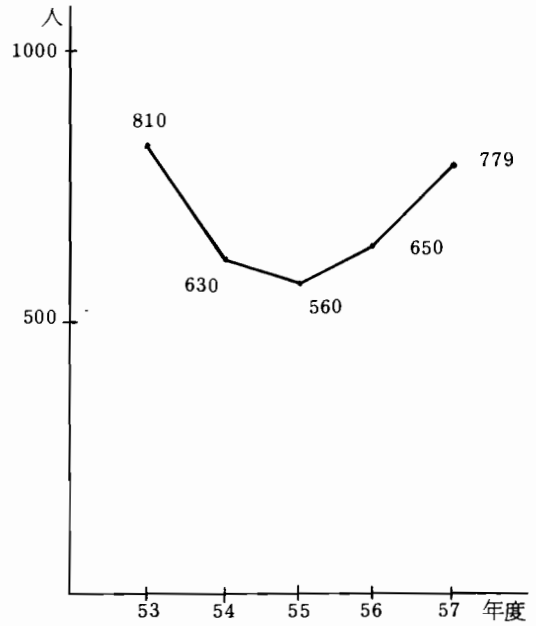
(単位：Kg,千円)

魚種 \ 年度		53	54	55	56	57
いせえび	数量	16,261	10,570	14,236	18,062	16,695
	金額	101,131	71,693	107,709	138,781	112,456
貝 類	数量	6,143	8,926	5,950	13,676	11,604
	金額	14,572	21,335	16,636	32,487	28,035
藻 類	数量	17,685	23,100	37,287	28,018	33,660
	金額	8,938	18,861	24,585	13,818	18,314
魚 類	数量	1,020,848	1,041,865	1,473,316	953,881	1,270,847
	金額	461,391	727,845	828,453	593,975	770,567
総 計	数量	1,060,937	1,084,461	1,530,789	1,013,637	1,332,806
	金額	586,032	839,734	977,383	779,061	929,372

② 天然石けん売り上額推移



③ 浜そうじ参加人員推移



#### 4. 経 歴 書

(1) 団 体 名

すさみ漁業協同組合婦人部  
 代表者 部長 <sup>で</sup> <sup>み</sup> 出水 なるゑ

(2) 設 立 年 月 日

昭和33年2月19日

(3) 現 住 所

西牟婁郡すさみ町周参見2050番地の1

(4) 表 彰 ・ 受 賞 歴

昭和40年10月27日 優良婦人部表彰 全漁連会長名  
 昭和52年 1月 7日 和歌山県漁協婦人部活動実績発表大会  
 優良婦人部 和歌山県知事感謝状  
 昭和55年11月29日 和歌山県漁協婦人部活動実績発表大会  
 優良婦人部 和歌山県知事感謝状  
 和歌山県知事賞状

## Ⅵ (財)漁場油濁被害救済基金設立の経緯

(財)漁船海難遺児育英会専務理事 前田 優

(財)油濁基金が設立されてから。もう八年を経過した。原因者不明の油による汚染漁場の清掃に、被害漁業者に対する救済金の交付に活動を続け、漁業界のみならず、海運業界、陸上石油関連業界からも、その存在意義を認められつゝあることは慶賀にたえません。昭和60年3月には10周年を迎えることになりましたが、この機会に基金設立のいきさつや、設立当初に起ったことなどを、思い出すまゝにつづってみたいと思います。私は水産庁初代の漁場保全課長として、また、油濁基金設立後最初の専務理事として6年有余勤務し、現在(財)漁船海難遺児育英会の専務を勤めております。

### 1. 基金設立以前における海洋汚染の状況その1(47年以前)

(財)団法人魚場油濁被害救済基金は、昭和50年3月3日ようやく設立され、設立され、設立前2ヶ年におよぶ関係者の努力によって日の目を見たわけですが、昭和43年から昭和47年に至る海洋汚染の状況を海上保安白書により見てみると表1～表2のとおりである。昭和47年に海上保安庁が、わが国周辺海域において確認した海洋汚染発生件数は、2,283件で、昭和43年の約10倍に、また45年の5.2倍に増加している。このことは、海洋汚染が急激に進行しつゝあることを示している。このうち「油によるもの」は、47年度で、1,983件で、43年の8.3倍にもなっており、かつ、各年度とも船舶からのものが過半数を占め、加えて陸上からか船舶からか不明のものが40パーセントも存在することは、如何に油による海洋汚染が激しくなってきたかを示すものであり、その地域が、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海において最も甚だしいことは、表2において明確である。表3は原油輸入量および原油タンカー入港隻数の推移であるが、当然のことながら、43年から47年にかけては、原油輸入量、タンカー入港隻数とも45度近い傾斜で直線的に増加している。(表3)このような海洋汚染の進行を防止し、海洋環境の回復を図るため、45年12月の第64回臨時国会において、「海洋汚染防止法」「水質汚濁防止法」



表1 海洋汚染の発生源・発生原因別の推移

(単位:件)

年	種別	排出源	故意排出または容疑のあるもの	のありもの	バリ等の器具類の誤取	よるもの	の破損による	等のもの	の破損による	海難によるもの	原因不明なもの	その他	合計
43	油によるもの	船舶	39	50	14	25	7	13	148				
		陸上不明	2	7	14		3	6	32				
	計		47	57	28	25	68	21	246				
44	油以外によるもの	船舶	3					2	5				
		陸上	3						3				
	計		47	57	28	25	68	21	246				
45	油によるもの	船舶	38	71	23	30		13	175				
		陸上不明	2	9	17		69	1	29				
	計		54	81	41	30	69	33	308				
46	油以外によるもの	船舶	3		1				4				
		陸上	11	1				19	31				
	計		54	81	41	30	69	33	308				
47	油によるもの	船舶	51	70	8	62			191				
		陸上不明	3	11	20		2	4	40				
	計		128	85	38	64	121	4	440				
48	油以外によるもの	船舶	31	4	6	2			43				
		陸上	43		4		1		48				
	計		128	85	38	64	121	4	440				
49	油によるもの	船舶	483	209	50	120		17	879				
		陸上不明	26	40	27		4	97					
	計		632	255	79	126	506	23	1,621				
50	油以外によるもの	船舶	31		2	6			37				
		陸上不明	92	6	2		2	102					
	計		632	255	79	126	506	23	1,621				
51	油によるもの	船舶	565	383	29	107		6	1,090				
		陸上不明	22	39	25		12	98					
	計		653	426	55	110	795	27	2,283				
52	油以外によるもの	船舶	17	2		3		2	24				
		陸上不明	49	2	1		7	59					
	計		653	426	55	110	795	27	2,283				

表2 海洋汚染の海域別発生確認状況の推移

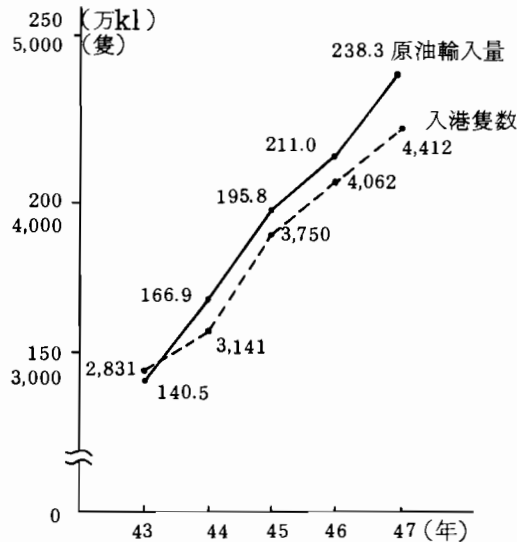
(単位：件)

年	海 域 種 別	海 域										合 計
		北 海 道 沿 岸	本 州 東 岸	東 京 湾	本 州 南 岸	伊 勢 湾	大 阪 湾	瀬 戸 内 海 (大阪湾を除く)	日 本 海 沿 岸	九 州 沿 岸	南 西 海 域	
43	油によるもの	7	12	67	11	44	27	36	23	11		238
	油以外によるもの			1	3			1	3			8
	合 計	7	12	68	14	44	27	37	26	11		246
44	油によるもの	12	11	51	24	25	38	63	17	32		273
	油以外によるもの		10			1		1	21	2		35
	合 計	12	21	51	24	26	38	64	38	34		308
45	油によるもの	24	19	49	35	19	41	114	16	32		349
	油以外によるもの	6	4	7	4		2	61	4	3		91
	合 計	30	23	56	39	19	43	175	20	35		440
46	油によるもの	48	82	258	99	281	146	253	56	77		1,300
	油以外によるもの	7	20	1	15 (9)	58 (55)	14 (4)	149 (104)	54	3		321 (172)
	合 計	55	102	259	114 (9)	339 (55)	160 (4)	402 (104)	110	80		1,621 (172)
47	油によるもの	79	149	324	104	235	394	480	48	114	56	1,983
	油以外によるもの	12 (2)	17 (8)	11 (3)	10 (4)	49 (47)	39 (28)	136 (112)	17	4 (1)	5	300 (205)
	合 計	91 (2)	166 (8)	335 (3)	114 (4)	284 (47)	433 (28)	616 (112)	65	118 (1)	61	2,283 (205)

注 ( )内は赤潮の発生確認件数で、再掲である。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定され、47年6月全面施行された。また47年6月ストックホルムにおいて開催された人間環境会議において

表3 原油輸入量および原油タンカー入港隻数の推移



- 注1. 原油輸入量は石油統計年報(年集計)による。
- 注2. 原油タンカー入港隻数は石油連盟資料(年度集計)による。

採択された人間環境宣言の中には「各国は、人間の健康に危険をもたらす生物資源と海洋生物に害を与え、海洋の快適な環境を損ない、海洋の正当な利用を妨げるような物質による海洋の汚染を防止するため、あらゆる可能な措置をとらなければならない。」旨が表明されており、全世界的な環境対策として海洋汚染の防止が強調される方向にあった。なお「1954年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約」の制定以来、国連の専門機関であるIMCOや諸国間の国際会議においては、船舶からの油の排出規制のための条約の整備が行なわれてきた。

## 2. 基金設立以前における海洋汚染の現状その2(47年から50年まで)

昭和48年における海洋汚染の状況は、表4のとおりであり、前年に比し1割弱の増加であったが、49年、50年については漸減の傾向になっている。然し油によるものが相変わらず過半数を占め、うち原因者不明のものは、700

表4 海洋汚染の排出源別・原因別発生確認件数の推移

(単位：件)

年	種別	排出源	発生原因		故意排出又は故意容疑のあるもの	バリ扱等の器具操作の誤りによるもの	タンクの破損・パイプによるもの	海難によるもの	原因不明なもの	その他	計
			船舶	船舶							
45	油によるもの	船舶	51	70	8	62					191
		陸上不明	3	11	20		2	4		40	
	計		54	81	28	62	2	4		118	440
46	油以外によるもの	船舶	31	4	6	2					43
		陸上不明	43		4		1				48
	計		74	4	10	2	1				91
47	油によるもの	船舶	483	209	50	120			17		879
		陸上不明	26	40	27		324	4			97
	計		509	249	77	120	324	4			976
48	油以外によるもの	船舶	31			6					37
		陸上不明	92	6	2		182	2			102
	計		123	6	2	6	182	2			139
49	油によるもの	船舶	565	383	29	107			6		1,090
		陸上不明	22	39	25		795	12			98
	計		587	422	54	107	795	12			1,188
50	油以外によるもの	船舶	17	2		3			2		24
		陸上不明	49	2	1		217	7			59
	計		66	4	1	3	217	9			283
48	油によるもの	船舶	500	524	47	114			1		1,211
		陸上不明	14	50	25		752	4			97
	計		514	574	72	114	752	4			1,307
49	油以外によるもの	船舶	39	4		1			1		45
		陸上不明	97	2	1		254	1			101
	計		136	6	2	1	254	2			246
49	油によるもの	船舶	395	584	45	125			10		1,171
		陸上不明	17	47	27		708	7			106
	計		412	631	72	125	708	17			1,277
50	油以外によるもの	船舶	35	3	2	2			1		43
		陸上不明	139	9	5		180	2			156
	計		174	12	7	2	180	3			199
50	油によるもの	船舶	228	554	35	133			4		987
		陸上不明	15	39	23		513	5			84
	計		243	593	58	133	513	9			1,071
50	油以外によるもの	船舶	28			3					31
		陸上不明	96	11	2		296	1			117
	計		124	11	2	3	296	1			348
計			367	604	60	136	854	7			2,028

件から500件と、油濁事故全体の40パーセントを示している。また表5にみるとおり、東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海については、相変らず発生件数が多いが本州東岸（いわゆる太平洋ベルト地帯）および九州沿岸において急激に増加している点が目立っている。一方この数年来、我が国の周辺海域及び沿岸部に恒常的に漂流、漂着している廃油ボールは、海浜の自然環境を損ね、水産資源、漁業活動等にも悪影響を及ぼし、油による海洋汚染状況を端的に示すものとして一般にも広く知られていた。廃油ボールの生成原因は、これまでの調査から、主として我が国の各港に出入する外航タンカーが、我が国の周辺海域から南シナ海に至る間に投棄するバラスト水、タンク洗浄水、スラッジ等の油分が黒潮に乗って北上する間に凝固することによると推定されている。48年から50年にかけても、廃油ボールの我が国沿岸部への漂着は、依然としてあとを絶たず、南西諸島の全島しょをはじめ、南九州から伊豆諸島、鹿島灘にかけての大平洋岸に特に多く油類の海洋投棄は依然として続いているものと思われた。このような油による海洋汚染のほか、内湾や湖沼において富栄養化にともなう赤汐問題があり、48年熊本大学水俣病研究班の発表を契機に水銀等による蓄積性汚染の広域化が問題となったいわゆる第三水俣病問題、更にPCBに代表される難分解性の化学物質（カネミ油病に代表される）を使用した製品やプラスチックのような製品が、いったん消費者の手に渡り、その後の使用あるいは廃棄の過程を通じて環境の汚染をもたらすという新しいタイプの汚染現象も出てきた。政府は、水銀による魚介類及び環境汚染問題の広域化かつ深刻化に対処するため、昭和48年6月12日に水銀等汚染対策推進会議を設置し、環境基準の改定、排水基準の強化、工場に対する点検、水銀の排水抑制、漁民に対する救済、ヘドロ除去対策の推進、環境調査及び健康調査の実施等の諸対策を行った。この結果水銀の暫定的規制値を超えた魚種について、特定水域の漁獲自主規制を行いかつ、食事指導を実施した。PCBについては、47年4月に設置されたPCB汚染対策推進会議において決定された事項を基本として対策がとられたが、その内容は水銀の場合と殆んど変わっていない。PCB問題がにぎやかになり初めた昭和47年中ごろ、当時参議院議員であられた故田口長次郎先生にPCB汚染調査について説明申し上げた際、先生は、「最近油による

表5 海洋汚染の海域別発生確認件数の推移

(単位：件)

年	種 類	海 域										計
		北 海 道 沿 岸	本 州 東 岸	東 京 湾	伊 勢 湾	大 阪 湾	瀬 戸 内 海 (大阪湾を除く)	本 州 南 岸	九 州 沿 岸	日 本 海 沿 岸	南 西 海 域	
45	油によるもの	24	19	49	19	41	114	35	32	16		349
	油以外によるもの	6	4	7		2	61	4	3	4		91
	計	30	23	56	19	43	175	39	35	20		440
46	油によるもの	48	82	258	281	146	253	99	77	56		1,300
	油以外によるもの	7	20	1	58 (55)	14 (4)	149 (104)	15 (9)	3	54		321 (172)
	計	55	102	259	339 (55)	160 (4)	402 (104)	114 (9)	80	110		1,621 (172)
47	油によるもの	79	149	324	235	394	480	104	114	48	56	1,983
	油以外によるもの	12 (2)	17 (8)	11 (3)	49 (47)	39 (28)	136 (112)	10 (4)	4 (1)	17	5	300 (205)
	計	91 (2)	166 (8)	335 (3)	284 (47)	433 (28)	616 (112)	114 (4)	118 (1)	65	61	2,283 (205)
48	油によるもの	91	221	240	175	310	538	119	115	87	164	2,060
	油以外によるもの	5 (2)	20 (8)	5	59 (56)	70 (67)	129 (94)	25 (13)	42 (5)	22	23 (1)	400 (246)
	計	96 (2)	241 (8)	245	234 (56)	380 (67)	667 (94)	144 (13)	157 (5)	109	187 (1)	2,460 (246)
49	油によるもの	134	208	246	191	269	531	72	104	93	137	1,985
	油以外によるもの	8 (2)	16 (2)	12 (3)	43 (36)	53 (44)	141 (69)	13 (8)	41 (6)	33 (2)	21 (3)	381 (175)
	計	142 (2)	224 (2)	258 (3)	234 (36)	322 (44)	672 (69)	85 (8)	145 (6)	126 (2)	158 (3)	2,366 (175)
50	油によるもの	104	174	194	159	154	416	100	107	70	106	1,584
	油以外によるもの	7 (2)	15 (3)	16 (3)	29 (22)	71 (62)	192 (162)	17 (14)	27 (13)	56 (7)	14 (3)	444 (291)
	計	111 (2)	189 (3)	210 (3)	188 (22)	225 (62)	608 (162)	117 (14)	134 (13)	126 (7)	120 (3)	2,028 (291)

- 注 1. ( )内は、赤潮の発生確認件数で再掲である。  
 2. 南西海域は、47年5月15日沖縄県復帰以降のものである。

漁業被害が多くなっており、その殆んどが原因者不明と聞いている。また廃油ボールの漂着が絶えず、沖縄を初め島しょ部では困っている。何とかしてくれと陳情があるのだがどうか」と云われた。私共としては、海上保安庁の「海洋汚染の発生確認状況」を資料としてお届けしておいたのですが、丁度その頃（４７年６月）海上交通安全法制定の際、衆参両院の交通対策特別委員会において、「加害者不明の漁業油濁事故の救済制度の確立を図るべきである」という附帯決議がなされた。昭和４８年に入った早々自民党政務調査会水産部会の部会長に故田口長次郎先生が就任された。当時水産部会は、前述の水銀、PCB問題に加え赤汐の異常発生等があり、毎週のように開催されていたが、特に田口部会長から油濁についての発言が度々あり、各委員の先生方から「責任者を定めて集中的に審議しなければ進まないぞ」などの意見が大勢を占めた。このことから昭和４８年６月の水産部会で、赤汐油濁対策小委員会が設置された実行力があり最も声の大きい浜田幸一代議士が小委員長に指名され党ベースでこの問題が検討されることになった。然し、原因者不明の油濁による被害漁業者を救済する必要性について、異論をとる人は殆んど見当りませんでした。その費用を誰がどの程度負担するかについては、種々意見のあるところであり、環境汚染によって生ずる被害は、健康被害と物的被害に分けられますが、油濁による漁業被害は後者に属します。

### 3. 被害救済費用の負担についての状況（基金設立前における）

健康被害に関する補償制度については、４４年に国の統一制度として、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が制定され医療費等の給付が行われてきたが、４８年には同法を抜本的に拡充強化した「公害健康被害補償法」が成立し、健康被害の補償は給付の範囲、内容ともに一段と拡充されるとともに、補償給付については、全額、汚染原因物質を排出する事業者負担にすることとなった。公害健康被害補償制度は、被害者の円滑かつ迅速な救済を図ることを目的として、本来的にはその原因者と被害者との間の民事上の損害賠償として処理されるものにつき、制度的に解決を図ろうとするものであり、基本的には民事責任を踏まえた被害の補償制度として構成されている。その際特に

問題となったのは、因果関係であり、これについては、科学的にすべての因果関係が立証されなくても汚染のレベルと疾病の発現との関係を疫学的手法によって確立論的に究明し、その因果関係について蓋然性があれば足りるとする最近の判例等を基礎として考えられている。特に大気系疾病にあっては、水銀、カドミウム等による特異的疾患と異なり、個々の原因者の汚染物排出行為と大気の汚染又は疾病との因果関係を正確に証明することは非常に困難であるから、汚染物質の総排出量に対する個々の排出量をもって汚染の寄与度とみなしている。このような考え方の導入によって、気管支ぜん息等非特異的疾患に係る被害の補償に要する費用は汚染物質の排出量に応じて汚染者に負担させるべく汚染負荷量賦課金を徴収することとしている。この考え方が油濁基金制度を検討する際大いに参考となり、特に環境庁の橋本道夫審議官（現筑波大学教授）には種々御指導をいただきました。

一方物的被害については、汚染原因者が特定でき、因果関係が明確な場合には、被害者と原因者の交渉や訴訟によって汚染者による補償等が行なわれている。また、赤汐による漁業被害救済について、従来漁業共済制度の中に養殖共済赤汐特約の制度が49年5月から設けられ、共済掛金について国が3分の2、地方公共団体が3分の1を負担している。原因者不明の油濁による漁業被害のように汚染原因者が特定出来ない場合の費用負担の考え方の一つとして汚染物質の発生に係る財やサービスを提供あるいは消費し、間接的に汚染の発生に関与しているいわば間接汚染者にその費用を負担させることも可能であり、経済の連鎖に着目して幅広く費用を負担すべき者を求めることも必要であるとしている。（以下次号続く）



## Ⅶ 千枚地蔵仏体流し

前油濁基金理事 秋山博一

## ビデオカーの中で

本年8月に用事があって鹿児島に行った時のことである。普通なら航空機というところだが、久しぶりに時間に余裕があったので汽車に乗った。今は、汽車というのではなく、電車というそうである。

もともと航空機は余り好きでない。金属の塊りが空中に浮んでいることが、何となく不安なのである。空に浮ぶ原理も分っているし、事故率もあらゆる乗物のなかで最も低いことも聞いている。しかし、窓の下はガランドウで、母なる大地が遙か下に見える。それが、日常の経験にそぐわないのである。

そこで、延々と時間をかけて東京から鹿児島まで汽車に乗った。といっても、新幹線・特急乗継ぎで、わずか12時間、その日のうちに鹿児島に着いてしまう。便利になったものである。

博多で特急「有明」に乗り替えたとき、「禁煙車」が比較的空いているというのでそちらに行くと、車体にビデオカーと表示してある。客車の後方に唐紙一枚分位のスクリーンがはめ込まれている。コマーシャル位いしかやらないだろうと高をくゞっていたが、列車が発車すると間もなくN.H.Kのテレビ録画であった。新日本紀行であったか新日本風土紀か忘れたが、「むつごろう」の引っかけ釣りのビデオであった。つづいて魚供養のビデオが有明海の風物詩として紹介された。

佐賀県だろうと思うが、その地方では、盆の15日に全船休漁して海上で魚供養を行う。先頭に威儀を正した僧侶が乗り、おごそかに経文を唱し、それが終ると漁民の長が魚にありがたうという意味の宣言を朗読する。その後、各船に乗り組んでいる漁民とその家族はお札のようなものをまき、酒を海に注ぎ、全員手を合せて祈る。まるで自分の家族の冥福を祈るかのようであった。有明海の夕陽に照らされた彼等の敬謙な姿に思わず胸が一ぱいになったものである。

### 千枚地藏仏体流し

翌9月に徳島に行った。用事がすみ、漁連専務の條半吾さんにこの話をした。條さんは民俗学の造詣が深く、とくに漁村関係のそれについては知識が豊富だからである。條さんは、机にもどると、一枚のコピーを見せながら、徳島でも魚供養は行われている。一昔前は、多くの漁村で見られたものであると付け加えた。

そのコピーには、「魚介類群霊盆供法要」の表題で、阿南市伊島漁業協同組合が主催して、今年行われた魚供養の次第が記されてあった。略述すると次の通りである。

1. 毎年8月16日、盆の午前10時より漁協事務所の2階で法要を行う。終了後埠頭において千枚地藏流し、しき花千枚流し、供物流し、位牌流し、放魚を行う。
2. 法要は、高野山真言宗伊島松林寺の住職が行う。
3. 慰霊文は、常用漢字で書くとつぎのとおりである。

「敬白、ひそかにおもんみれば、魚介類群霊の人の世に被益する功德はさんとして輝くを、本場施主伊島漁業協同組合に群霊を弔らわんがため壇を設け、一座の法筵を開き理趣般若の秘法を修す。魚介群霊、施主が「でん供」を納受、速やかに菩提を成ぜんことを。

右挙唱処如何

昭和五十八年盆十六日

高野山真言宗松林寺護持法主敬白」

4. 法要中は、組合員は百万遍を行う。
5. 法要中に組合長をはじめ組合員、一般参列者は焼香を行い、法要終了後、埠頭に至り前記の千枚流し等を行う。

以上の通りである。祭壇の図面をみると一番魚に魚介群霊の位牌があり、その両側に千体の地藏（後述）と千枚のしきみ花を供え、以下団子、供物、お酒等をお供えしている。なかなか立派な祭壇のように思えた。

こゝで千体の地藏とは、千枚地藏仏体と称え、タテ7cm、ヨコ3cmの紙片に木版の地藏尊を手刷にしたもので、これを千枚刷るので千枚地藏仏体というのであろう。

民間信仰や民俗学には勿論、宗教についても全くの門外漢なので、この法要の深い意味、その歴史的意味や漁村生活上の位置づけなどは分らない。何故、地蔵尊を流すのかも知ることはできないが、條さんからそのコピーを見せられたとき、深い感銘を受けたのである。

地蔵は、六道の辻に立って、さいの河原に迷う亡者を救う仏、とくに子供の守護の仏と聞いている。漁師にとっては、護った魚も自分の子のように思っているのだろう。その魚が売られ喰べられ捨てられてしまい、その魂は六道の辻に迷っているだろう。それも一尾や二尾でない。数え切れないほど多いだろう。子が親を養うように自分達を養ってくれた魚たちよ、迷わず成仏してくれ。こうした思いを込めて数え切れないほどの多くの地蔵尊を魚たちに捧げたのであろう。

#### 漁民の心と沿岸漁業

ヨーロッパやアメリカなどには、ほとんど沿岸漁業はない。世界中で、これほど沿岸漁業が盛んで、各種各様の魚貝藻類が獲れるのは、日本だけだと言って決して過言ではない。このように盛んなのは、日本近海の大陸棚が大きく、寒流と暖流がぶつかり合うので、それだけに水産資源が豊富なのだと子供のとき学校で習った。また漁業の研究を始めてからは、明治以降「漁業権制度」として結実した漁場利用の諸関係が徳川期から厳しく規制されていたからだと思うようになった。つまりこうした規制が沿岸漁業を守ってきたのだ。もち論この反面では、自由な漁業の発展が阻害され、戦前の長い期間、漁村・漁業が低滞的であったという条件にもなったのだが。

いづれにしろ、何故、わが国においてこのように沿岸漁業が盛んなのかに関していえば、漁業慣行や法律・制度、ひいてはこの慣行、制度を必然的なものとしたわが国の社会経済体制や権力構造に、その主要な要因を求めていた。言い替えるなら社会経済学的側面からのみ、沿岸漁業残存の理由を求めていたのである。

しかし、それだけではなさそうだ。この側面からのみ究明していくのは、方法的に完全とはいえないのではないかと、うすうすに気付いていたが、何かははっきりしていなかった。

鹿児島への途次で見た魚供養のビデオ・徳島で貰った一枚のコピーが、一つ

のことをはっきりさせたように思うのである。

それは、魚供養という行事に漁民の心というべきものを見たからである。死んだ家族の一員を弔うかのように毎年の盆に魚供養をする。こうした心があるからこそ沿岸の資源が守られてきたのではなかったか。「親の仇と魚は見たらとれ」ということも確かに一面の真実だろう。だがそれは、あくまで表面的なことではないか。千枚地蔵仏体を流して魚よ迷わず成仏してくれという漁師に、乱獲酷漁の精神構造を見ることはできない。都会に住んで日夜利潤追求の荒波にもまれて曇った眼にうつる漁民の姿は、本物ではない。エビス様や船魂様しか祭らず、利潤追求に走る一部漁業者だけが全ての漁民を代表するものではないのだ。

資本主義社会だから、小生産者である漁民といえども利潤追求の流れに無縁ではない、ということは、正しいかも知れない。しかし、それだけで漁民をみることはできない。漁業の現状分析に当たっても、こうした漁民の心ともいべきものを根底にすえておかねばならないのではないかと思うのである。



宮城県代々崎浜漁協 港内流入油の清掃風景。